

定款施行細則 第2章 代議員及び予備代議員の選出

(代議員及び予備代議員の定数)

第9条 本協会の代議員の定数は200名とする。予備代議員の数は代議員数の1/4以上とする。但し1地区2名以上とする。

(地区ごとの代議員数の算出)

第10条 地区ごとの代議員数の算出にあたっては、まず地区の正会員数を総正会員数で除して総正会員数に対する地区ごとの正会員割合を算出する。次にその数値に200名を乗じることにより地区ごとの代議員数（暫定値）を算出する。この暫定値が整数でない場合には小数第1位を四捨五入して確定する。

2 前項の場合において四捨五入した数の全地区の合計が200名を超えた場合は、最も正会員数の多い地区から順次1名ずつ減じることとし、200名に不足する場合は、正会員数の少ない地区から順次1名ずつ増することとする。

3 前2項の規定にかかわらず、最も正会員数が少ない地区においても最低3名の代議員を選出するものとする。その場合の調整は前項に準ずるものとする。

(代議員選出の基準会員数)

第11条 本協会の代議員の選出の基準となる正会員数は、前々年度の12月末日現在の会費納入者数による。

(選出すべき代議員数の通知)

第12条 本協会は第10条の規定により算出した代議員数を、各地区に通知するものとする。

(保健師、助産師、看護師、准看護師の選出)

第13条 代議員については、地区ごとに保健師及び助産師から1名、看護師及び准看護師から1名は、最低選出するものとする。これを超える代議員の選出については、職種を問わないものとする。

(予備代議員の選出)

第14条 本協会は、予備代議員の選出に当たっては、地区の代議員数の状況等に応じて、第10条の規定により通知された地区ごと代議員数の1/4以上の予備代議員を選出するものとする。但し1地区2名以上とする。

2 第10条及び第11条の規定は予備代議員について準用する。

（理事会からの独立）

第15条 代議員及び予備代議員の選出は、本協会の理事会から独立して行われるものとする。

（選挙権及び被選挙権者）

第16条 本協会の代議員及び予備代議員の選挙権及び被選挙権を有する者は、選挙の年の8月末日現在で正会員たる資格を有する者とする。

（代議員及び予備代議員選出の公示）

第17条 本協会は、前条の規定により届け出のあった本協会の代議員及び予備代議員の選出を行う旨の公示を、選挙の年の8月末日までに行う。

（代議員及び予備代議員への立候補等）

第18条 本協会の代議員及び予備代議員になろうとする者は、会員5名以上の推薦を受け、第17条にある公示後約1か月（9月末日）までに選挙管理委員会に立候補の届出をしなければならない。

2 各地区で会員を本協会の代議員及び予備代議員の候補者として推薦しようとするときは、選挙管理委員会が指定する期日までに所定の様式を選挙管理委員会宛て提出する。

（代議員及び予備代議員の候補者の公示）

第19条 本協会は、前条の規定により届け出のあった本協会の代議員及び予備代議員の候補者について、選挙の年の11月末日までに公示しなければならない。

（予備代議員の選出方法）

第20条 予備代議員を選出する場合は、次に掲げることも併せて決定しなければならない。

（1）当該候補者が予備代議員である旨

（任務）

第21条 代議員は、会員からの委任に基づき選任された者であり、会員を代表して総会に出席し選挙権及び議決権を行使する。

（任期）

第22条 代議員及び予備代議員の任期は、選任の1年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。